
外国人児童生徒への教育支援活動に関する取り組み

—東京都世田谷区における学校外での事例に注目して—

山下 達也

はじめに

本稿は、日本に居住する外国人児童生徒への教育支援活動の事例に注目し、その実状と課題を明らかにすることを目的とするものである。

また、学校教員や教員免許取得予定者がこうした問題についての知見を得、学校に通う児童生徒の多様性や多文化化に関する理解を深めるとともに、教育支援活動への参画の途を示唆することにも本稿のねらいがある。

文部科学省が行った「外国人の子供の就学状況等調査結果」によれば、2019年5月1日時点の日本における「学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数」は、小学校相当の区分で87,033人、中学校相当の区分で36,797人の計123,830人である⁽¹⁾。こうした外国人の子どもたちの実態に関しては、これまでおもに不就学の問題や学校での教育支援の取り組み、およびその課題について論じられてきた。例えば、不就学の問題については、宮島（2005、2014）や佐久間（2005）、小島（2016、2021）、田中（2021）らの研究により、不就学状態となる子どもたちの実態とそれを引き起こす構造的な問題、就学のための支援のあり方が示されてきた。また、齋藤らの研究（2011）では、学校における外国籍の児童生徒への教育活動に関する留意点や授業実践について具体的に論じられているほか、近年では外国人の子どもへの学びの支援を教員の資質や役割という視点から論じた白井（2021）や馬場（2021）による論考が注目される。

こうした研究成果の蓄積により、外国人の子どもたちに対する教育支援の必要性が認識されつつあるが、実践レベルにおいてはまだまだ多くの課題が残されているのが実状である。学校に通う外国人児童生徒に限定しても、彼／彼女らが直面する問題は学校内における支援の取り組みだけでは解決できないものが多く、また、居住地域による差も大きい。そこで本稿では、東京都世田谷区における学校外での教育支援活動の事例に着目し、実態にそくしたかたちでの課題認識に努めることとする。

以上のことを踏まえ、本論では以下の三点について論じる。

まず、個別事例の検討を行うにあたって必要となる外国人の子どもたちに関する基本的情報を踏まえ、日本における「学齢相当の外国人の子供」の現状について整理する。

次に、東京都世田谷区における日本語学習支援の取り組みについて論じる。区の外国人居住者の状況を踏まえ、どのような支援が行われているのか、特に子どもを含む外国人の日本語学習についての支援の現状を明らかにする。

最後に、世田谷区内で活動する日本語教室のひとつに着目し、その取り組みと実態から学校に通う外国人児童生徒が抱える問題や包括的支援に向けた課題について論じる。ここでは、同団体にボランティアとして

関わるスタッフへの聞き取りによって得られた知見を踏まえることとする。

1. 日本にける「学齢相当の外国人の子供」の現状

まず、日本における外国人の子どもの就学状況についての現状を概観する。

冒頭でも述べたように、2020年3月に発表された文部科学省の調査結果によれば、2019年5月1日時点での「学齢相当の外国人の子供」の数は123,830人である⁽²⁾。1,741の地方公共団体のうち、外国人の子供もいると回答したのは1,199(68.9%)、いないと回答したのは539(31.0%)、不明・無回答は3(0.2%)であった。都道府県・指定都市別の人数は、東京都の21,085人がもっとも多く、愛知県の15,331人、神奈川県9,476人、埼玉県の9,068人、大阪府の8,657人の順に多い。

全体の就学状況についてみると、義務教育諸学校に就学している者が84.6%、外国人学校等に就学している者が4.4%、不就学の者が0.6%、出国・転居(予定含む)が2.7%、就学状況が確認できない者が7.6%となっている。

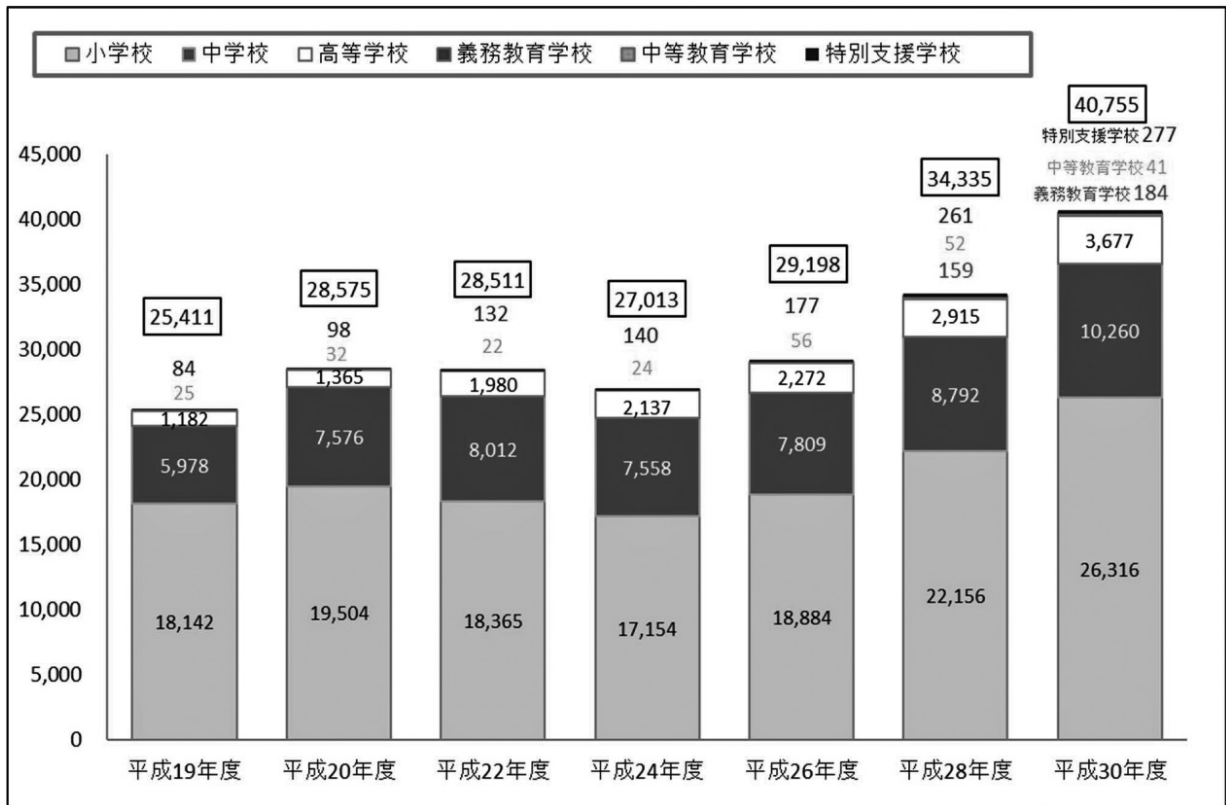
同調査の「貴教育委員会では、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の受入れに際して、どのような指導体制を整備していますか」という問いに対しては、1,741の地方公共団体のうち891(51.2%)が「特段の指導体制を整備していない」と回答しており、その理由には、「学校に日本語指導が必要な外国人児童生徒がいない又は少ない」、「人員や予算が不足している」、「どのような支援を行うべきか分からない」といったことが挙げられている。

また、こうした状況にあって、各教育委員会による「日本語指導が必要な外国人児童生徒等の教育に関する研修」実施についての質問には、1,530(87.9%)が「実施していない」と回答している。「研修の実施について感じる事」という設問への回答からは、日本語指導が必要な外国人児童生徒が少数であると認識しているため研修の必要性を感じていないこと、外国人の子どもの受入れが不定期なため計画的に研修を行うことが難しいこと、研修を担当する講師を確保することが困難であること等がその理由となっていることが分かる。

文部科学省による別の調査⁽³⁾によれば、2018年5月1日時点で公立の学校に就学中の「日本語指導が必要な児童生徒」は40,755人おり、2007年の25,411人から15,344人増加しているとともに、「日本語指導が必要な児童生徒」が在籍する学校数も2007年から2018年にかけて5,877校から7,852校へと増加している。文部科学省の「学校基本調査」では、2018年5月1日時点で公立学校に在籍している外国籍の児童生徒数は93,133人となっているため、そのうちの約44%の子供が「日本語指導が必要な児童生徒」とされていることになる。また、「日本語指導が必要な児童生徒」の母語としては、多い順にポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ベトナム語、英語、韓国・朝鮮語となっている。

同調査では、日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況についても興味深い結果が示されている(結果はすべて2017年度中のもの)。まず、中途退学率についてであるが、全高校生等(特別支援学校の高等部は除く)2,295,416人中、中途退学した生徒は28,929人で中退率は1.3%であるのに対し、全「日本語指導が必要な高校生等(特別支援学校の高等部は除く)」3,933人中、中途退学した生徒は378人で中退率は9.6%という結果が出ている。また、進路状況について、まずは進学率であるが、高校等を卒業した全生徒

図1. 「日本語指導が必要な児童生徒」数の推移



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」2020年。

750,315人中、大学や専修学校などの教育機関に進学した生徒は533,118人で進学率は71.1%であるのに対し、高校等を卒業した「日本語指導が必要な高校生等」704人中、進学した生徒は297人で進学率は42.2%である。そして、就職者における非正規就職率は全高校生等が4.3%であるのに対し、「日本語指導が必要な高校生等」では40.0%、進学も就職もしていない者の率では、全高校生等が6.7%であるのに対し、「日本語指導が必要な高校生等」では18.2%という結果が示されている。つまり、後期中等教育段階における日本語指導が必要な生徒たちは、相対的に中途退学率が高く、また、卒業後の進学率が低く、就職する場合でも非正規就職率が高く、卒業後に進学も就職もしない選択をする率も高いという実状がうかがえる。

こうした調査は公立の学校に就学する生徒を対象としたものであるため、実際には私立学校に通う生徒らを含むより多くの「日本語指導が必要な児童生徒」たちが存在していることも見落としてはならない。

冒頭で取り上げた2020年3月発表の文部科学省調査の自由記述欄に寄せられた内容からは、学校が外国人児童生徒を受け入れるにあたっての課題が以下の四点にあることが分かる。

第一は、「人員・予算不足」という課題である。これに関しては、例えば、「対象児童生徒の増加に対応するため、日本語指導ができる人材と予算の確保が喫緊の課題となっている」、「外国籍の児童・生徒の人数が多く、対応できる人数に限界がある。また、言語も多岐にわたり、対応が難しい」といった声が確認できる。

第二は、「指導・支援」に関する課題である。「学校受入れ後、外国人の子供が学校生活に慣れるまでの期間、日本語指導とは別に、学校生活全般（通訳等）における支援員が必要である」、「学校においては、言語問題もさることながら宗教に関する事項（食事制限やお祈りの時間）への対応等、よりきめ細やかな対応を求められている」という指摘がある。

第三に「言語・文化の上でのコミュニケーション」についての課題として、「保護者も外国籍で日本語があまり通じない場合、学校の説明や受け入れる学年の決定などの話し合いの際に、十分に理解をしてもらうことが難しい」、「外国人保護者が日本語を習得できず、日本語を習得した子供と意思疎通がしにくくなり、思春期の子供たちの心が安定しない」といった記述がみられ、子どもだけでなく、保護者との関りにも大きな課題があることが分かる。

第四に、「母国での学習状況の引継ぎ」の課題として、「海外の教育システム（例えば、教育課程やそれに基づく指導要録等）に関する情報がない為に、転学・編入学の接続に課題を抱えている」という実態が挙げられている。

以上のような現状や課題を踏まえ、国は外国人児童生徒の受入れや教育についてどのような支援を行っているのだろうか。そのおもな取り組みとして、参考資料の作成と「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣という2つの取り組みに注目してみよう。

文部科学省はこれまでも外国人児童生徒の就学や教育支援に関して様々な資料を作成・公表しているが、近年のものとして注目される資料のひとつに、「外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例」⁽⁴⁾がある。これは、前述の「外国人の子供の就学状況等調査」の別添参考資料として公表されているものであり、注目すべき取り組み例（可児市、浜松市、豊橋市、松阪市、広島市、兵庫県の各教育委員会の事例）を紹介するとともに、取り組みのポイントや「お役立ちツール」を示し、具体的な知見を提供するものとなっている。また、2021年度には外国人児童生徒等の教育の充実を図るため、教職員・支援者向けの研修用動画と外国人児童・保護者向けの動画コンテンツ（7言語展開）を制作し、文部科学省のWebサイトにおいて公開した。2021年4月27日の文部科学省による報道発表によれば、動画作成の背景として、「近年、公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒等が年々増加しています。文部科学省の調査によると、市町村教育委員会において、外国人児童生徒等の教育に関する研修は、9割近くが実施できていないと回答しています。その原因として、計画的な研修実施の難しさや研修講師の確保が困難、どんな研修にすべきかわからない、という課題が上げられました。そこで、今回、まずは最低限必要な情報を、受け入れ側の学校、自治体等に届けると共に、児童生徒や保護者にも役立つ内容を動画にまとめ、リリースしました」⁽⁵⁾という説明がある。同年9月6日には、動画コンテンツの英語版リリースが発表され、調査で明らかとなった課題を踏まえた支援に取り組まれていることが分かる。

また、文部科学省では、増加する外国人児童生徒への指導や支援について教育委員会や教員研修での助言等を行う「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣事業を行っている。具体的には、文部科学省から委嘱されたアドバイザー（2021年度の場合31名）が申請に応じて「地方公共団体における外国人児童生徒等教育推進方策に係る指導助言」や「大学における外国人児童生徒等教育を担う教員養成に係る指導助言」、「地方公共団体を実施する日本語指導者養成研修等の講師」、「学校における『特別の教育課程』の編成・実施に対する指導助言」等を行うものである⁽⁶⁾。文部科学省のWebサイトでは派遣の結果報告書を閲覧することができ、アドバイスや支援内容の概略を多くの自治体や学校等で共有することが可能となっている⁽⁷⁾。

本章前半で確認したように、「学齢相当の外国人の子供」の就学や教育支援に関しては多くの課題が存在しているという現状があり、他方でそうした課題を踏まえた国による支援活動が展開されているという状況が分かる。

今後、外国人児童生徒の増加に伴い、国による支援の取り組みがより充実し、学校での対応も改善されていくことが期待されるが、外国人児童生徒が直面する問題は学校内における支援の取り組みだけでは解決で

きないものも多く、また、居住地による差も大きい。そこで、次に地域における学校外での支援の取り組みに注目してみたい。

2. 東京都世田谷区における日本語学習支援の取り組み

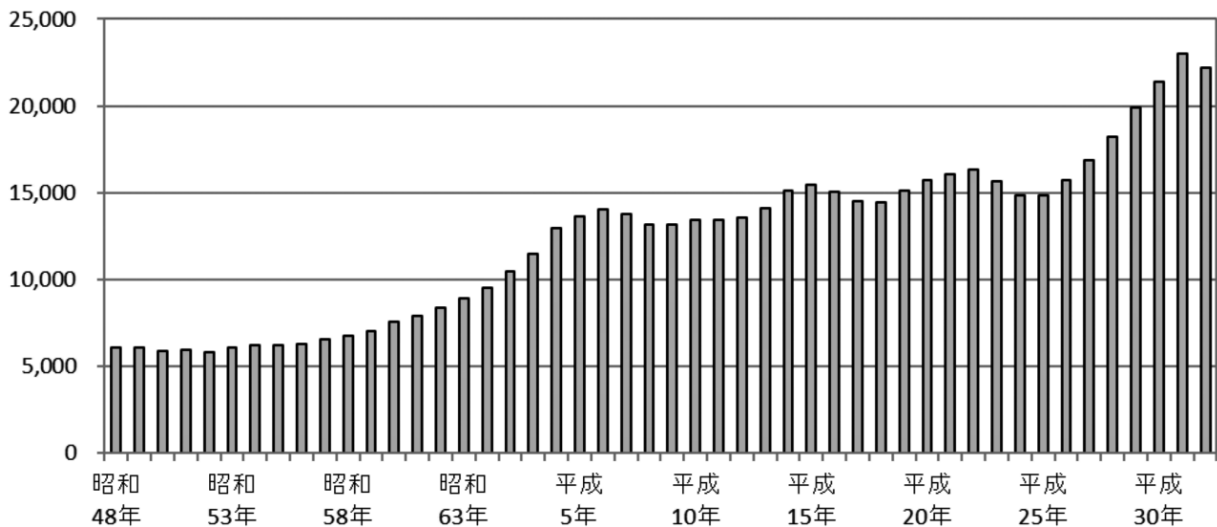
ここでは、地域における学校外での支援として、東京都世田谷区における日本語学習支援の取り組みに注目する。

2021年発行の『世田谷区統計書』⁽⁸⁾によれば、世田谷区の人口は東京都でもっとも多く、2021年1月1日時点の人口は920,372人で、そのうち外国人は22,164人である。これは東京23区では10番目に多い数であり、23区平均の19,864人をやや上回る数である。国別では多い順に、中国、韓国又は朝鮮、アメリカ、フィリピン、ベトナム、イギリス、フランス、ネパール、インド、ドイツとなっている。また、住民基本台帳で確認する限り、初中等学校等に通う年齢を含む5～19歳の世田谷区在住外国人は1,546人であることが分かる。

世田谷区の場合、区の総人口に占める外国人の割合は23区内ではもっとも低いという現状であるが、図2に示したように外国人区民の人口は増加傾向にあり、区は彼／彼女らの生活支援のための取り組みに注力している。

2019～2023年度にかけて取り組むこととされている「世田谷区多文化共生プラン」では、その重点施策の中に、外国人の地域活動への参加促進、外国人の生活基盤の充実を掲げ、施策に沿った事業展開として、「外国人への日本語支援」を謳っている。日本語支援の具体的な取り組み内容として、「外国人向け日本語教室の拡充」、「せたがや日本語サポーター講座の実施」、「外国人児童・生徒に対する日本語指導等補助員の派遣」、「外国人等児童・生徒の保護者に対する通訳の派遣」という4つが挙げられているが、その中でも、「拡充す

図2. 世田谷区における外国人人口の推移



出典：世田谷区政策経営部政策研究・調査課『世田谷区統計書 令和2年版』2021年4月。

る事業」と明記されているのが、「外国人向け日本語教室の拡充」である⁽⁹⁾。

2019年に世田谷区が行った「外国人区民の意識・実態調査」⁽¹⁰⁾によれば、外国人区民の日本語のレベルに関する回答は、「話すこと」については、「あまりできない・できない」という回答が21.5%、「聞くこと」については、「あまりできない・できない」という回答が17.8%、「読むこと」については、「あまりできない・できない」という回答が30.5%、「書くこと」については、「あまりできない・できない」という回答が37.2%であり、日本語の学習を必要とする外国人区民が一定数存在していることが分かる。

こうした状況にあり、世田谷区は、「外国人のための日本語教室」を開催し、週に2回、初心者約20名を対象に無料（テキスト代のみ有料）で日本語を学ぶことができる機会を提供している。しかし、世田谷区主催の日本語教室で勉強している外国人区民は全体のわずか0.3%にとどまり、区による日本語学習機会の提供は決して十分とはいえないのが実状である。日本語を勉強したいにもかかわらず勉強していないと回答した外国人区民のうち、35.0%は「勉強できる場所を知らない」、26.7%は「近くで受けられる教室や講座がない」と回答している点や「日本語を勉強する方法や場所」についての回答では、「テレビ・ラジオ・インターネットで勉強している」というものがもっとも多くなっている点には今後、区が取り組むべき課題が明確にあらわれているといえよう。

また、世田谷区主催の日本語教室で勉強している外国人区民は全体の0.3%であるのに対し、外国人区民の4.7%はボランティアによる日本語教室で勉強していると回答しており、その数は区主催の日本語教室で学ぶ外国人区民の約16倍である。

では、ボランティアによる日本語教室とはどのようなものだろうか。世田谷区のWebサイトには、「世田谷区内の日本語教室一覧」として、4つの日本語教室が紹介されている⁽¹¹⁾。4つの日本語教室はそれぞれ世田谷区内の異なる地区で活動しており、受講者の負担は無料・月額500円・1回200円と教室により異なる。教室の運営、教育支援活動は基本的にボランティアの人々によって担われており、外国人区民への日本語学習の提供という点ではいずれも多大な貢献をなしているといえよう。

世田谷区もこうした日本語教室への問い合わせ先を区のWebサイト上で生活文化政策部国際課に指定したり、外国人の日本語学習支援ボランティアを始める際の心得と、学習をサポートするうえで役に立つ基礎知識を学ぶための講座「せたがや日本語サポーター講座」を開催するなど、日本語教室の運営に関わる提携により、その充実を図っている。「勉強できる場所を知らない」、「近くで受けられる教室や講座がない」と感じている外国人区民が存在する状況において、また、今後外国人区民の増加が見込まれる状況においては、区が主催する日本語教室とともに、こうしたボランティアによる日本語教室のさらなる拡充が期待される。

3. ボランティアによる日本語教室の活動事例

ここでは、世田谷区で活動するボランティアによる日本語教室の事例に着目し、外国人区民、特に学校に通う外国人児童・生徒への支援の実態とそこから見えてくる課題について明らかにする。その際、おもにボランティアとして外国人児童生徒の支援にあたる関係者への聞き取りによって得られた情報に基づいて検討する。

以下、着目する日本語教室を便宜上、「日本語教室A」、情報提供者であるボランティアを「Bさん」と表

記する。なお、団体や個人が特定されないよう、活動の地区や日時、団体の規模、児童生徒の国籍、通学する学校等の基本的情報についてはあえて明記しないこととする⁽¹²⁾。

日本語教室Aでボランティアとして活動するBさんはこれまで、小学校、中学校に通う外国人の子どもの日本語学習の支援にあたってきた。現在も週に1回、外国人中学生の学習、生活に関する支援を行っている。なお、2020年から2021年にかけては新型コロナウイルス感染拡大の影響で日本語教室Aの活動にも影響が及んだが、オンラインの併用により活動は継続して行われている。

(1) 外国人児童生徒が抱える問題

外国人児童生徒たちが抱える問題は、必ずしも本人たちによって適切に自覚されているとは限らない。むしろ、本人たちの認識以上に、日本人として日本に居住しており、就学、進学、就職、結婚、転居、子育て、介護等を経験しながら生活してきたボランティアの認識にこそ本質的な問題を見出すことができる可能性もあるだろう。

そこで、ボランティアの立場で外国人児童生徒との関わりを持ち、彼／彼女たちが抱えている問題がどのようなものであるかについてBさんにうかがった。

Bさんが支援に関わった事例から挙げられるものとして、第一に、「学校内に相談する相手がない」という問題がある。むしろ、外国人児童生徒の周りにはクラス担任の教員やクラスメイトがおり、そうした人々とコミュニケーションをとること自体は可能だろう。しかし、母語ではない言語で学ぶことの困難やそのことによる学習の遅れ、進学の不安等に関することを相談できる相手がおらず、特に中学校においてはその傾向が強いという。こうした状況は、「自分から先生やクラスメイトに相談すればよいこと」として片づけることができるほど単純ではない。上述したように、外国人児童生徒は自身が学習面で何にどう困っているかということも適切に認識し、またそれを正確に他者に伝えることができるとは限らない。困っていれば自分から相談すればよいだろうといった認識や姿勢では、彼／彼女らが抱える問題を見過ごし（あるいは、うすうす問題を抱えていると感じていてもやり過ごし）、結果として本人の成績が低下し、「努力不足」や「外国の学校に通っているのだから仕方がない」といった理解に帰結してしまう。

このような現状の背景には、学校における「教員の多忙化」や「人材不足」があるのだろうが、今後外国人児童生徒が増加する見込みであり、また、「多文化共生」の名のもとに彼／彼女らの活動を後押しする方針が打ち出されている状況では、学校に外国人児童生徒の相談相手がないということは深刻な問題といえる。

また、外国人児童生徒が抱える問題の第二に、保護者の日本語能力に関する問題があることがBさんへの聞き取りから分かった。いうまでもなく、外国人児童生徒の保護者がどの程度の日本語能力を有しているかということは各家庭によって差がある。しかし、日本に居住する外国人は人間関係が外国人コミュニティ内に限定されがちであることや、仕事で日本語を使用しない、あるいは使用頻度が低いケースが少なくなく、保護者が日本語能力に不安を抱えている家庭も多い。そのことは、先に注目した世田谷区の「外国人区民の意識・実態調査」にもあらわれている。ここで重要なのは、そのことが外国人児童生徒にとっての問題に直結していることである。

保護者が日本語能力に不安を感じている状態では、まず学校とのコミュニケーションを円滑に行うことができないことがあり、例えば、持ち物や宿題ほか提出物、時間割、学校行事の日程、その他各種手続きに支障をきたすことが多くなり、やがてはそれが常態化するという問題がある。保護者よりも児童生徒の日本語

能力が高い場合、学校からの連絡事項や学校への報告・提出物等に関する情報が子ども任せになりやすく、母語ではない言語で毎日学習する子どもにさらなる負担をかけることとなる。子どもと保護者がともに日本語を母語とする家庭でさえ、学校からの連絡事項や学校への連絡・提出物等に関する情報のやりとりには相応の注意が求められることを踏まえると、この点にも大きな問題があるといえる。

また、保護者が学校の実態を十分に把握できていない状態では児童生徒が学校のことで保護者に相談できることも限定的となり、学校生活や進学についての不安や問題を本人がひとりで抱え込んでしまいやすい。Bさんが経験したケースでは、日本語能力が十分でない保護者が、日本の学校のことや進学事情、子どもの成績のことを十分に理解していないにもかかわらず、子どもの進学や就職に大きな期待を寄せ、子どもがそれに苦しむという状況があった。子どもは保護者の期待に応えたいという気持ちがあるものの、母語ではない言語での学習面に問題を抱えている。そうであるにもかかわらず、現状についての不安や問題についてじっくりと相談できる相手が学校にも家庭にもいないという窮状なのである。

日本語教室として位置付けられる団体での活動ではあるが、Bさんはこうした外国人児童生徒に対し、学習支援のほか、学校からの配布物や提出物の確認作業や進路相談を行ってきた。教室での活動の内容は本人の希望を踏まえたうえで決定しているという。こうした支援活動そのものが相談相手のいない外国人児童生徒にとって価値あるものである。加えて、こうした活動の中で外国人児童生徒たちが抱える問題が顕在化し、それを把握する機会となっているという点にも重要な意義がある。

(2) ボランティアによる支援活動を続けるうえでの課題

上記のような現状を踏まえると、ボランティアによる日本語教室が今後も外国人児童生徒たちにとっての価値ある場として運営され続けることが重要となるが、そのためには多くの課題があることもBさんへのインタビューを通じて明らかとなった。

以下では特筆すべき二点の課題を取り上げる。

第一の課題は、ボランティアスタッフを安定的に確保することである。Bさんが活動する日本語教室では学習の支援を行うボランティアスタッフの数に不安を抱えており、今後活動を続けていくうえでは何よりスタッフを継続的に確保していくことが大きな課題となっている。現在のボランティアスタッフの多くは退職後の高齢者や主婦であり、こうした人々に引き続き参加してもらうとともに、より利用者の実態に応じた支援を行っていくためにも幅広い年齢層のボランティアスタッフを確保していくことが望ましい。日本語教室Aでは中高生の進路に関する相談や学習指導も行っているため、例えば大学生等の参加・協力により支援の充実を図ることが考えられる。現在はコロナウイルスの感染拡大の影響により、対面でのコミュニケーションを伴う活動のボランティアスタッフを新たに確保すること自体が困難な状況ではあるが、今後の活動の継続性という点において、ボランティアスタッフの安定的な確保は極めて重要な事項である。

第二の課題は、学校等との連携・協力の体制をいかに築くことができるかという点にある。外国人児童生徒が個々に抱えている問題は、ただ日本語能力に不安があるといった単純なものではなく、学校生活の全般、保護者との関係性にも及んでおり、重層的な性質を帯びている。また、上述したように、そうした問題が必ずしも本人の中で明確に自覚されているともかぎらない。こうした状況を踏まえると、ボランティアによる日本語教室だけでは根本的な問題の解決につながる支援は難しい。

少なくとも通う学校やクラス担当の教員が外国人児童生徒（保護者）への支援についてどのような意識で取り組んでいるのか、また、外国人児童生徒の実態を保護者のことを含めてどのように把握しているのかに

ついて知ることは、日本語教室での支援をより意義ある営みとしていくために重要である。同時に日本語教室で把握している個々の問題や支援の現状を伝え、相互に情報の交換と支援についての意識の共有を図ることも必要だろう。

学校を含め他の機関での支援の実態が分かりづらく、相互の連携がないままであれば、情報の重複やズレが生じやすくなることも懸念される。特に進学に関する相談や支援に関しては情報や仕組みの複雑さ、曖昧さもあって、本人や保護者にとっては不安を抱きやすい問題であり、学校との連携を通じた支援の必要性をBさんは強く感じている。

(3) 包括的支援の必要性

上記の課題、特に第二に挙げた学校等との連携や協力体制の構築は、外国人児童生徒への包括的支援の必要性を示唆している。いうまでもなく学校や日本語教室がそれぞれの支援活動を行うことには重要な意義があるが、個別具体的な問題についての支援をひとつの機関が行うことの積み重ねだけでは、彼／彼女らが抱える問題、直面している課題を根本的に解決することは難しいだろう。目の前の課題をひとつずつ越えていきながら、同時にそうした表面化する課題の背後にある大きな構造的問題にも目を向けた支援を考える必要がある。そして、そうした支援は学校や日本語教室といったひとつの機関のみで取り組むことがきるものではないという認識を共有することが重要である。

また、包括的支援の必要性という点でいえば、Bさんは世田谷区が行う支援活動の充実と連携機能の向上の必要性も感じている。

世田谷区では、2003年から「帰国・外国人教育相談室」を設置し、外国人児童生徒が日本語習得や日本の生活様式、日本の学校の授業・学習に適應するための支援を行っている⁽¹³⁾。相談室は世田谷区立梅丘中学校に設けられ、同校を含む区内の4校が指導支援学校に指定されている。各学校の担当教員は、相談室の補習教室等の講師として加わり、帰国・外国人児童・生徒の支援を行うこととされている。こうした取り組みが今後ますます拡充していくことが望まれるが、同時に、外国人生徒児童が通う学校、日本語教室での周知やそこでの支援との接続を図ることができれば、区、学校、日本語教室による包括的な支援につながる可能性がある。ただし、Bさんによれば、「帰国・外国人教育相談室」のことをよく知らず、適切な紹介、方向付けができない学校の教員が多いこと、また、学校経由での問い合わせでなければ、ボランティアによる日本語教室からの直接の相談には応じないという相談室の実態にも課題がある。

また、世田谷区に今後外国人児童生徒が増加する見込みであることや「多文化共生」の実現を目指していることを踏まえると、「帰国・外国人教育相談室」の拡充・他機関との連携機能の向上のほかにも、例えば、区レベルでの高校進学ガイダンス・説明会等の開催や外国人児童生徒・保護者同士のコミュニケーションや情報交換の場の提供、区独自の就学・進学のための経済支援の充実を図ることなどが求められよう。

また、ボランティアによる日本語教室に対しても、外国人児童生徒・保護者にとってより身近で気軽に通うことができる場所であり続けるため、その増設や活動の継続を後押しするような支援が必要である。例えば、教室の活動を行う会場利用料の無償化や区内にキャンパスを持つ大学等へのボランティア募集の協力依頼を行うといったかたちでの連携・協力も可能だろう。

いずれにせよ日本の学校に通う外国人児童生徒の生活と学びをサポートするための仕組みづくりは、区・学校・日本語教室・その他の機関による協同によってなされる必要がある。そのきっかけとして、まずは区の担当者、教員、ボランティアがそれぞれの立場を越えて議論できる場を設けることが求められる。

おわりに

本稿では、日本に居住する外国人の子どもたち、特に日本の学校に通っている児童生徒たちに対する教育支援に着目し、その現状と課題について論じてきた。

東京都世田谷区という地域、またその中でもおもにボランティアによる日本語教室の事例への着目によって論じたものであるため、あくまでそうした前提を踏まえたうえではあるが、「多文化共生」を謳う社会の中で外国人児童生徒への支援のあり方を検討するための示唆が得られた。

外国人児童生徒たちが抱える問題は決して「本人の努力不足」や「外国の学校に通っているのだから仕方がない」といった見方によって片づけられるべきものではなく、今日の日本社会が彼／彼女らの「生きづらさ」を構造的に生み出しており、それを見過ごしている面があるという視座から彼／彼女らへの支援を検討しなければならない。問題が見過ごされている背景には、外国人児童生徒が少なかったことや行政・学校の多忙化が挙げられるかもしれない。しかし、現在行われている自治体、学校、ボランティア団体による支援活動の多くは、その充実と連携の強化を図ることによって、外国人児童生徒たちの「生きづらさ」を軽減していける可能性をすでに宿している。

ボランティアとして外国人児童生徒の支援に関わる当事者の声からは、特に各機関の連携、そのための情報共有・議論の場の設定が、現状を好転させるための効果的なきっかけとなると考えられるため、そうした試行が喫緊の課題であることが分かった。

外国人児童生徒の数は都道府県、市町村によって大きな差があるため、自治体によって直面している具体的な問題は異なることも多いただろう。また、すでに自治体、学校、ボランティア団体の連携が活発に行われているところもあるだろう。各自自治体がその実態に応じて課題を整理し、先進事例に学びながら包括的支援の実現に向けた取り組みを進めていくことが重要となる。

また、今後、包括的な支援を実現・充実していくためには、学校の教員を養成する段階で日本における外国人児童生徒への教育支援について知り、学ぶ機会を設けることが前向きに検討される必要がある。他方で、教員養成のカリキュラムに含まれるか否かに関わらず、大学生等がボランティアスタッフとして地域の日本語教室の運営に関わっていくことには、それ自体に大きな意義がある。

【注】

- (1) 文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査結果について」2020年3月。
- (2) 文部科学省による調査の概要は次のとおりである。調査基準日は2019年5月1日。調査実施期間は2019年5月16日～6月14日。調査対象は全国1,741の市町村教育委員会（特別区を含む）。調査方法は都道府県教育委員会を通じた調査票の配布、回収。
- (3) 文部科学省によって行われた「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年度）」。その結果については、同省の総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課が2019年9月27日に公表、2020年1月19日に一部訂正を行っている。
- (4) 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課「外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例」（2020年3月）
- (5) 文部科学省報道発表「文部科学省が外国人児童生徒の受け入れのためのターゲット別動画を制作！研修用動画、児童・保護者向け動画（7言語）など19本をリリース」、2021年4月27日。（https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_00569.html 最終閲覧日：2021年10月15日）
- (6) 文部科学省国際教育課「外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣運用細則」2021年3月31日。
- (7) 文部科学省 Web サイト内ページ「令和3年度 外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣 結果報告書」（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/mext_00004.html 最終閲覧日：2021年10月25日）
- (8) 世田谷区政策経営部政策研究・調査課『世田谷区統計書 令和2年版』2021年4月。

- (9) 世田谷区生活文化部国際課『世田谷区多文化共生プラン』2019年3月。
- (10) 同上『世田谷区における外国人区民の意識・実態調査 報告書（概要版）』2020年3月。
- (11) 世田谷区 Web サイト内ページ「世田谷区内の日本語教室一覧」(<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/bunka/007/d00184130.html> 最終閲覧日：2021年10月25日)
- (12) インタビュー調査は2021年10月6日に対面で実施したものである。
- (13) 世田谷区帰国・外国人教育相談室については、区の Web サイトでその概要と活動の記録を確認することができる。(<https://school.setagaya.ed.jp/swas/index.php?id=tuka&frame=frm4dd5efeaed59e> 最終閲覧日：2021年10月25日)

【参考文献】

- 白井智美『外国人児童生徒等教育における「母語が話せる教師」の役割と職能：学級担任・教科担任との協働の観点から』、『学校経営研究』46, 2021年5月、67-81
- 小島祥美『外国人の就学と不就学 社会で「見えない」子どもたち』（大阪大学出版会、2016年）
- 同編著『Q&A でわかる外国につながる子どもの就学支援——「できること」から始める実践ガイド』明石書店、2021年。
- 齋藤ひろみ編『外国人児童生徒のための支援ガイドブック～子どもたちのライフコースによりそって～』凡人社、2011年。
- 佐久間孝正『外国人の子どもの不就学』（勁草書房、2005年）
- 田中宝紀『海外ルーツの子ども支援 言葉・文化・制度を超えて共生へ』青弓社、2021年。
- 馬場智子「外国にルーツを持つ児童生徒の教育を担う資質育成に向けた教員養成課程：学生の価値観からみるレディネスと課題」、『岩手大学教育学部附属教育実践・学校安全学研究開発センター研究紀要』(1)、2021年3月、105-116
- 宮島喬・太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育—不就学問題と多文化共生の課題』（東京大学出版会、2005年）
- 宮島喬『外国人の子どもの教育：就学の現状と教育を受ける権利』（東京大学出版会、2014年）